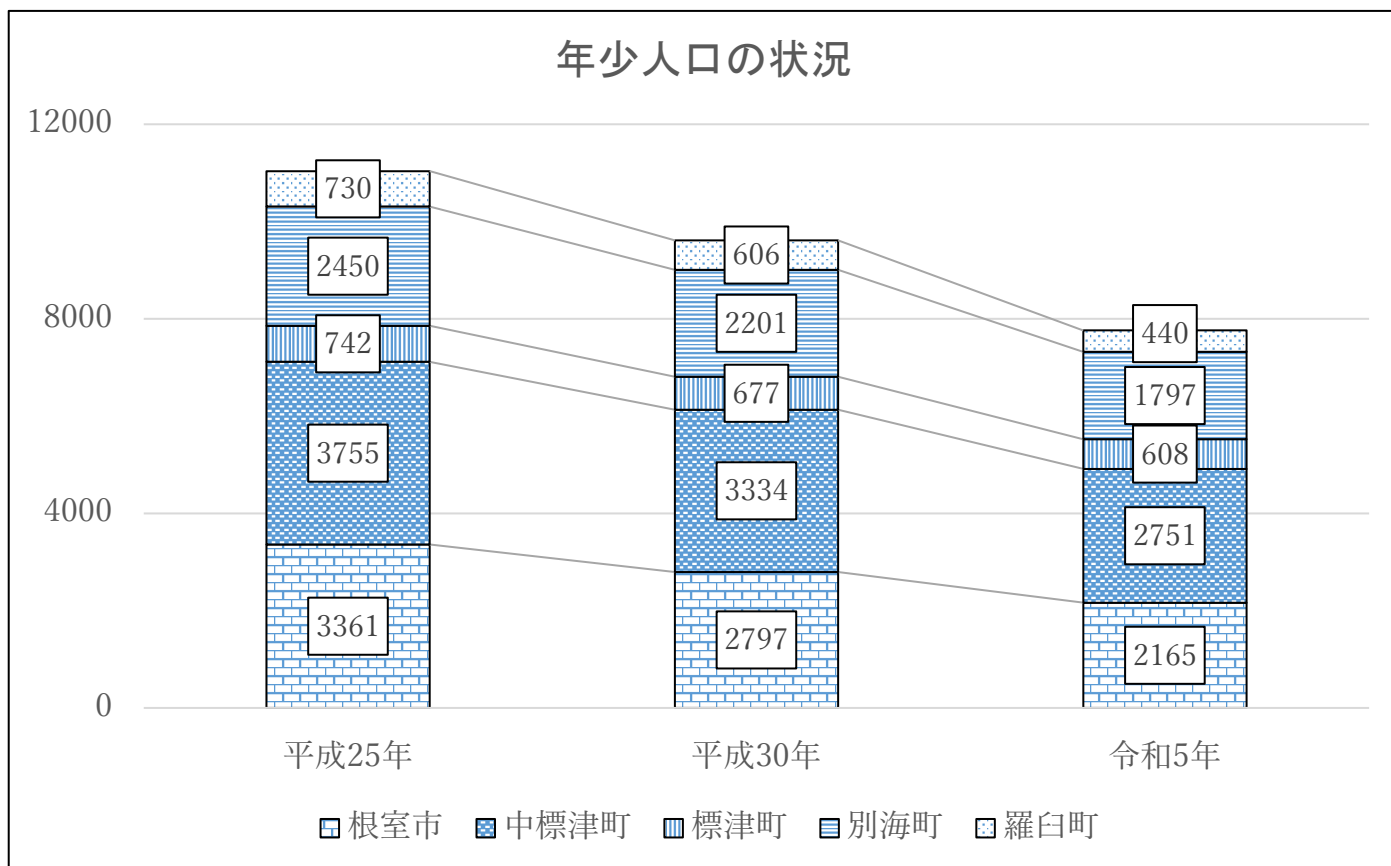


11 小児医療体制（小児救急医療を含む）

（1）現状

ア 年少人口の状況

- 根室管内の年少人口（15歳未満）は、令和5年では7,761人であり、平成30年の9,611人と比べて1,850人（19.3%）減少しています。



*厚生労働省人口動態調査報告による。

イ 小児科標榜医療機関・医師等の状況

- 根室管内には、令和6年4月現在、小児科を標榜する病院が3施設、診療所が5施設あります。
- 小児科を専門とする医師数は、令和6年2月で4人となっており1名減少しております。

ウ 小児夜間相談支援体制

- 道では、夜間における子どもの急な病気やけがなどに関する保護者等からの相談に、毎日午後7時から翌朝8時まで専任の看護師や医師が電話で助言する小児救急電話相談事業を行っています。
- 平成30～令和4年度（5年間）の利用件数は釧路・根室管内で2,687件となっています。

<小児救急の相談電話>

電話番号 011-232-1599（いーこきゅうきゅう）

※プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」

も利用できます

エ 小児救急医療体制

(初期救急医療体制)

- 根室管内全市町において、夜間、土曜日及び日・祝日については、かかりつけ医（要問い合わせ）と、各自治体病院等が対応しています。
- 根室市については、日曜日の日中は、根室市外三郡医師会による在宅当番医制をとっています。

(二次救急医療体制)

- 二次救急医療機関となっている市立根室病院と町立中標津病院が小児救急医療支援事業参加医療機関として対応しています。

(三次救急医療体制)

- 小児の三次救急医療については、小児科以外の診療科も含め、市立釧路総合病院救命救急センターが対応しています。

(2) 課題

ア 小児医療体制等の確保

- 子育てを支援する側面からも、子どもを持つ家族からの様々な相談に対応し、子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。

イ 小児科医の負担軽減

- 地域における小児科医の確保のため、日中に症状のある人は通常診療時間帯での受診を心掛けてもらうよう、住民に対し適切な受診への理解と協力を促し、医師の負担軽減を図る必要があります。

ウ 隣接する医療圏の医療機関との連携

- 専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制を確保するため、隣接する医療圏の医療機関との連携を図る必要があります。

(3) 必要な医療機能

(症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実)

- 疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療、及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるような連携体制を構築することが必要です。

(災害時を見据えた小児医療体制)

- 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

(4) 数値目標等

項 目	現 状	令和11年度までの対応
小児科を専門とする医師数	4	現状維持
救急蘇生法等講習会へ地域住民等の参加啓発	救急の日、救急医療週間にあわせて講習会を開催	地域住民を対象とした講習会開催の検討
救急医療機関や救急車の適切な利用啓発	救急の日、救急医療週間にあわせて適正利用を啓発	定期的な啓発の実施

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

(小児医療体制等の確保)

ア 相談支援体制等

- 子どもの急な病気やけがなどの際の家族等からの相談に対応する、小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの周知を行います。
- また、AEDの使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施し、地域住民へ参加の呼びかけや適切な医療機関への受診などを周知し、小児救急医療を担う医療機関の体制確保等を図ります。

イ 小児医療の連携体制の構築

- 地域の小児救急医療体制を補強するため、小児科医や救急救命士等を対象に実施する、北海道小児救急医療地域研修事業の周知を図り、参加について促進します。

ウ 小児専門医療及び入院小児救急医療体制の確保等

- 根室管内には、「北海道小児地域医療センター」はありませんが、市立根室病院及び町立中標津病院が「北海道小児地域支援病院」に選定されており、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。

(災害時を見据えた小児医療体制)

- 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保に努めるなど災害時における小児医療体制の確保に努めます。

北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

(要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院

(要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院

- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
- イ 小児科の入院医療を提供していること
- ウ 小児二次救急医療等を担っていること

(6) 医療機関等の具体的名称

ア 小児科を標ぼうしている医療機関

【小児科を標ぼうしている医療機関】

	病 院	診 療 所	
		有 床	無 床
根 室 市	市立根室病院	—	—
別 海 町	町立別海病院	—	町立別海病院尾岱沼診療所 町立別海病院西春別駅前診療所 別海町民保健センター
中 標 津 町	町立中標津病院	—	中標津町保健センター
標 津 町	—	—	—
羅 臼 町	—	知床らうす国民健康保険診療所	—

* 令和6年4月現在保健所調べ

イ 小児救急医療体制

	初期救急医療機関	二次救急医療機関 (小児救急医療支援事業参加機関)	三次救急医療機関
根室管内 (二次医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医 ・ 市立根室病院 ・ 町立別海病院 ・ 町立中標津病院 ・ 標津町国民健康保険標津病院 ・ 知床らうす国民健康保険診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市立根室病院 ○ 町立中標津病院 	—
釧路・根室圏 (三次医療圏)	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 総合病院釧路赤十字病院 ◎ 市立釧路総合病院 	・ 市立釧路総合病院救命救急センター

* 令和6年4月現在保健所調べ

* ◎北海道小児地域医療センターとして選定 ○北海道小児地域支援病院として選定

ウ 小児救急医療支援事業参加病院

○ 根室管内では2病院が小児救急医療支援事業参加病院として、輪番制の体制をとり、必要な医療の確保に努めています。

第三次医療圏	第二次医療圏	支援事業開始時期	病 院 名
釧路・根室	釧 路	H22.4~	総合病院釧路赤十字病院、市立釧路総合病院
	根 室	H22.4~	市立根室病院、町立中標津病院

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

○ 発達障がい等を含む子どもに対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

○ 子どもを持つ家族からの相談に対応するため、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、調剤応需や市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護事業所の役割

- 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。

参考【道としての取組イメージ図】

